

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(文部科学省高等教育局私学部私学行政課)

項 目 名		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確保するため、撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。	
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 退職等年金給付は、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、私立学校教育の振興に資するための制度であり、これらの充実を図る。	
		(2) 施策の必要性 退職等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	特別法人税を撤廃し、または撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	退職等年金給付制度の加入者等（約 62 万人（令和 5 年度末））に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う日本私立学校振興・共済事業団が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行う。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	退職等年金給付制度の加入者等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 27 年 10 月以降特別法人税の課税停止が措置されている。 平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。